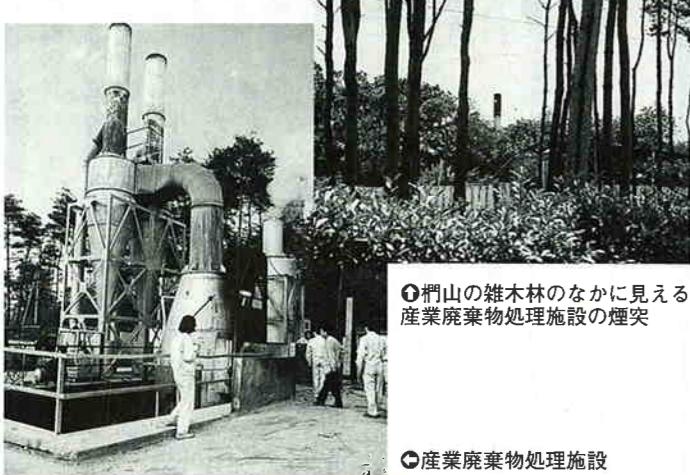




●5月22日(木)検討委員立ち会いのもとダイオキシン調査(土壌採取)が実施されました



●鴨山の雑木林のなかに見える産業廃棄物処理施設の煙突

●産業廃棄物処理施設

●小・中学校の小型焼却炉を使用停止  
小・中学校では、今まで小型焼却炉を使つて学校から出るごみを焼却してきましたが、子どもたちの健康上の理由により5月15日から焼却炉の使用を止め、清掃センターで処理する措置をとりました。

タを得るために、大気、土壌について市内、数か所で調査を実施します。土壤調査については、すでに5月に実施しておりますが、結果はまとまり次第公表します。また、大気については夏季、冬季に実施し、早い時期に結果を出せるよう作業をすすめていきます。

**市議会が意見書を提出**  
市議会では、ダイオキシン問題の対策について、5月14日の臨時市議会において、「産業廃棄物処理施設から発生するダイオキシン類の排出規制対策を求める意見書」を可決し、内閣総理大臣、厚生大臣、環境庁長官、埼玉県知事あて提出しました。

狹山市ダイオキシンをなくす会代表・吉村七郎氏から5月16日に2万5千643名の署名を添えて「産業廃棄物焼却によるダイオキシン類等の有害物質の規制を求める要望書」が提出されました。

**国などの動向**  
厚生省においては、都市のごみ焼却施設について調査を行うとともに、新たなガイドラインの設定を行なうなど、一般廃棄物の焼却炉に関するダイオキシンの発生抑制対策に取り組んでいます。また、環境庁も昨年、5月「ダイオキシン対策検討会」を発足させ、昨年12月、健康リスク評価指針を定めています。また、去る5月7日にまとめられた検討会の報告では、大気汚染防止法の指定物質としてダイオキシンの指定を提案しており、それらを受けて今年7月にも法規制が行われる見込みとなっています。

埼玉県では、今年度、全県的にダイオキシンの調査を進めるとともに、ダイオキシンの発生を抑える850度以上の高温での焼却や、ばい煙中の有害物質を減らす集じん機の設置などを盛り込んだ産業廃棄物処理施設建設のための技術指針を定め、基準を満たさない場合には行政指導により業者に改善を促す。また、既存施設にも改善を呼びかけるなど、排出抑制対策を進めることとしています。

## ダイオキシンについて

ダイオキシンは、そのほとんどがごみの焼却施設から発生していると言わされており、ごみが燃える過程で、ごみの中に含まれている塩素が反応して生成されます。動物実験などの研究により、強い毒性をもつといわれ、環境汚染や人体への影響が心配されています。

環境部環境管理課へ内線6333  
問い合わせ



特集

# ダイオキシン



## 狭山市ダイオキシン類問題検討委員会

この委員会は、産業廃棄物処理業者の代表など、この問題に直接的に係わっているかたがたにより検討されることに大きな意義があります。

5月12日に第1回目の会合が開かれ、町田市長は、委員のみなさんに、意見や提言を頂戴し、対策に生かして行きたい。そしてダイオキシン問題への取り組みで先進市と言われるまでがんばりたい」と決意述べました。また、同委員会の委員長には成蹊大学名誉教授で、環境化学が専門の飯田芳男氏が選ばれ、議事を進めました。この中で、環境調査の進めかたや、産業廃棄物処理施設の詳しい実態調査を進めることなどが議論されました。委員会は今後、ダイオキシンの発生抑制対策をまとめ、市長に報告します。

## 狭山市ダイオキシン類問題検討委員会

この発生抑制対策をまとめ、市長に報告します。

市では、ダイオキシン問題に積極的に取り組み、具体的な対策を見つけ出すために、5月1日、この分野の権威である大学教授や保健所長、産業廃棄物事業者の代表、農業者、市民グループの代表で構成される検討委員会を発足させました。この主旨は、ダイオキシン汚染が今や全国的な問題となっているなか、狭山市内(特に鴨山を中心とした地域)の汚染の現状を把握し、ダイオキシンの排出抑制対策を早急に講じることです。これら、市の取り組みなどについてお知らせします。

## 市の取り組みを強化

市では、昨年はじめて、産業廃棄物処理施設が集中する三富地区(狭山市など)三市一町の行政境において、ダイオキシンなどに係わる環境調査や発生源の一つである産業廃棄物処理施設への指導、監督などをこれまで以上に強力に進めていきます。

●ダイオキシンの調査を実施  
県では、昨年はじめて、産業廃棄物処理施設が集中する三富地区(狭山市など)三市一町の行政境において、ダイオキシンなどに係わる環境調査を実施しました。

市では、今年度さらに十分なデータ



## 焼却炉の使用について お願い

これまで、住宅の庭先などでも、小型焼却炉などを使ってごみの焼却が行われてきました。また、事務所や店舗、工場などの事業所でも多数の焼却炉が使用されています。しかし、隣近所への迷惑や環境汚染のことを考え、十分な注意が必要です。なおリサイクルを徹底し、できるだけ燃やさないようになります。

また、建設廃材などを積み上げて大量に燃やすことは、いわゆる野焼き行為として禁止されています。絶対にしないようお願いします。

ダイオキシンは、そのほとんどがごみの焼却施設から発生していると言われており、ごみが燃える過程で、ごみの中に含まれている塩素が反応して生成されます。動物実験などの研究により、強い毒性をもつといわれ、環境汚染や人への影響が心配されています。